

土地収用法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 土地収用法施行令の一部改正

一 仲裁の手続の細目

土地収用法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三号。以下「改正法」という。）により創設された仲裁（以下単に「仲裁」という。）について、仲裁申請書の記載事項、申請者に対する仲裁委員の氏名の通知義務、仲裁手続の非公開、申立人に負担させる費用の算定方法等を定めること。

（第一条の七の二から第一条の七の五まで関係）

二 起業者以外の者の署名押印を要せずに土地調書等を作成することができるための要件の一である一人当たりの補償金の見積額

公告・縦覧方式により土地調書及び物件調書を作成する特例手続の適用要件に係る補償金の見積額の上限を一万円とすること。

（第一条の八の二関係）

三 補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限

補償金の払渡しを書留郵便により行う場合の発送期限を、権利取得の時期又は明渡しの期限から逆算した十三日前の日とすること。
(第一条の二十一関係)

四 手数料関係規定の整備

都道府県に納めるべき仲裁の申請手数料の標準額を定めるとともに、改正法による事業認定手続の改正を踏まえ、事業認定の申請手数料について国に納めるべき手数料の額及び都道府県に納めるべき手数料の標準額を改定すること。
(第二条関係)

五 収用委員会等の行う送達方法及び通知方法の合理化

収用委員会等が行う書類の送達及び通知について、差置送達や補充送達の方法によることができない場合には、権利者の保護と収用委員会等の事務の合理化のため、民事訴訟法第一百七条を準用することとし、書留郵便の発送の時に送達等があったものとみなすことができるものとする。

(第四条及び第六条関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本

国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令の一部改正

改正法による土地収用法の改正に伴う同法の技術的読替の整備等所要の規定の整備を行うこと。

第三 公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正

改正法による特定公共事業の認定手続の改正を踏まえ、特定公共事業の認定の申請手数料の額を改定すること。

第四 社会資本整備審議会令の一部改正

事業認定に係る社会資本整備審議会からの意見聴取手続に関する事項を、社会資本整備審議会公共用地分科会の所掌と定めること。

第五 施行期日その他

一 この政令は、改正法の施行の日（平成十四年七月十日）から施行すること。（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

政令第 号

土地収用法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行に伴い、並びに土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条の十三、第三十六条の二第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百条の二第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十五条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十五条第二項及び第百三十八条第三項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）第十四条第三項、同条第一項及び第二項の規定によりそれぞれ適用される土地収用法第十五条の十三及び第三十六条の二第三項、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第五条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地収用法施行令の一部改正）

第一条 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出しを「（あつせん申請書）」に改め、同条中「あつ旋」を「あつせん」に、「左に」を「次に」に、「あつ旋申請書」を「あつせん申請書」に、「その写」を「その写し」に改める。

第一条の三（見出しを含む。）中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第一条の四の見出し中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第一条の五中「あつ旋委員」を「あつせん委員」に改める。

第一条の六の見出し中「あつ旋案」を「あつせん案」に改め、同条中「あつ旋案」を「あつせん案」に、「あつ旋委員」を「あつせん委員」に改める。

第一条の七（見出しを含む。）中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（仲裁申請書）

第一条の七の二 法第十五条の七第一項の規定により仲裁の申請をしようとする関係当事者の双方は、共

同して、次に掲げる事項を記載した仲裁申請書を作成し、正本一部及び写し一部を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請の趣旨

三 事業の種類

四 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項

五 前号の土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合意（当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。）の内容

六 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

2 仲裁契約について証書があるときは、前項の仲裁申請書に当該証書又はその写しを添付しなければならない。

（仲裁委員の氏名の通知）

第一条の七の三 都道府県知事は、法第十五条の八の規定により仲裁委員を任命したときは、遅滞なく、

仲裁委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

（仲裁の手続の非公開）

第一条の七の四 仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。

（仲裁に要する費用の負担）

第一条の七の五 仲裁委員は、法第二百二十五条の二に規定する費用の概算額を、同条の規定により当該費用を負担すべき者に予納させるものとする。

2 仲裁委員は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、法第二百二十五条の二に規定する手続を行わないことができる。

3 法第二百二十五条の二に規定する費用のうち次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるところによる。

一 仲裁委員の旅費 条例で定めるところにより算出した額

二 鑑定人及び参考人の旅費及び手当 条例で定めるところにより算出した額

三 郵便料その他必要な費用（前二号に掲げるものを除く。） 実費

第一条の八の次に次の一条を加える。

（著しく低い補償金の見積額）

第一条の八の二 法第三十六条の二第一項第一号（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

（ ）の政令で定める額は、一万円とする。

2 法第三十六条の二第二項第二号（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一万円とする。

第一条の二十の次に次の一条を加える。

（補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限）

第一条の二十一 法第百条の二第一項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で

定める一定の期間は、十三日とする。

第二条第一項第一号中「二十二万八千二百円」を「四十四万四千四百円」に改め、同項第二号中「十二万七千八百円」を「十八万六千四百円」に改め、同条第二項の表七の項中「四の」を「五の項の」に改め、同表七の項を同表八の項とし、同表六の項中「七の項」を「八の項」に、「四の」を「五の項の」に改め、同表六の項を同表七の項とし、同表五の項を同表六の項とし、同表四の項二中「三の口」を「四の項口」に改め、同表四の項を同表五の項とし、同表三の項を同表四の項とし、同表二の項中「十二万円」を「十五万八千円」に改め、同表二の項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二	法第十五条の七の規定によつて仲裁を申請する起業者	十二万六千円
---	--------------------------	--------

第四条第一項を次のように改める。

書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。

- 一 送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法
- 二 送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便によつて郵送する方法

第四条第二項中「、第百五条、第百六条及び第百九条の規定は、前項の規定によつて書類の送達を行う

場合に」を「及び第百九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第百五条及び第百六条の規定は同項第一号の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第百七条の規定はこの項において準用する同法第百六条の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ」に改め、「成年被後見人」と「の下に」、「同法百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 収用委員会の事務を処理する職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を送達を受けた者に通知しなければならない。

- 一 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による送達がされた場合 その旨
- 二 前項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達がされた場合 その旨及び書留郵便に付して発送した時に書類の送達があつたものとみなされる旨

第六条第二項中「その命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させるか又は書留郵便によつて通知を受けるべき者に郵送することによつて行わなければならない」を「次のいずれかに掲げる方法により行

う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通知すべき者が命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させる方法

二 通知を受けるべき者に書留郵便によつて郵送する方法

第六条第三項中「、第二百五条、第二百六条及び第二百九条の規定は、前項の規定によつて通知をする場合に」を「及び第二百九条の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第二百五条及び第二百六条の規定は同項第一号の規定によつて通知をする場合に、同法第二百七条の規定はこの項において準用する同法第二百六条の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ」に改め、「成年被後見人」との下に「、同法第二百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」とを加え、同条第四項を次のように改める。

4 通知すべき者が命じた職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を通知を受けた者に通知しなければならない。

一 前項において準用する民事訴訟法第二百六条第二項の規定による通知がされた場合 その旨

二 前項において準用する民事訴訟法第一百七条第一項の規定による通知がされた場合 その旨及び書留郵便に付して発送した時に通知があつたものとみなされる旨

第七条を次のように改める。

（読替規定）

第七条 法第三百三十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一 法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合

読 み 替 え る べ き 規 定	読 み 替 え ら れ る べ き 字 句	読 み 替 え る 字 句
-------------------	-----------------------	---------------

第十六条、第十八条第四項、第二十条第四号、第三十条第一項及び第三項、第三十九条第二項本文、第四十条第一項第二号八及び二、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第一百条第二項、第一百三条、第一百五条第一項、第一百三十四条	土地	権利
第十七条第一項第二号、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四から第三十四条の六まで	土地	区域
第二十条第三号、第三十条の二、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十七条の	土地	権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底、

三第一項第一号ロ、第五十条第二項、第七十七条、第九十四条第六項、第九十九条第一項、第一百五条第二項、第一百十六條第一項及び第二項第二号、第一百十九條		水又は立木、建物その他土地に定着する物件
第三十条の二	必要な権利を取得し	権利を消滅させ、又は制限し
第三十五条第一項、第三十六條第一項から第三項まで、第三十六條の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七條第一項及び第四項、第三十七條の二、第三十八條、第四十條第一項第三号、第四十四條	土地調書	権利調書
第三十五条第一項	その土地	その権利の目的であり、

	第三十五条第二項、第四十七条の三第一項 第一号ホ、第四十九条第一項第二号、第六 十三条第四項、第六十五条第一項第三号及 び第三項、第二百二条、第二百二条の二第一項 及び第二項、第一百十六条第二項第四号、第 百二十八条第一項及び第二項	第三十五条第三項、第九十一条第一項
	土地	土地又は工作物
若しくは当該権利に係 のある土地、河川の敷地 、海底、水若しくは立木 、建物その他土地に定着 する物件	権利の目的であり、若し くは当該権利に係のあ る土地、河川の敷地、海 底、水若しくは立木、建 物その他土地に定着する 物件	権利の目的であり、若し くは当該権利に係のあ

		る土地、河川の敷地、海底、水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件又は工作物
第三十六条の二第一項第一号	一筆の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人	権利の目的である一筆の土地に係る当該権利を有する者及び当該権利に関して権利を有する関係人
第三十六条の二第一項第二号	一筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人	権利の目的である一筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人
第三十六条の二第二項	一筆の土地	権利の目的である一筆の土地

	第三十九条第二項、第七十四条第一項、第七十五条、第九十条	第三十九条第二項、第七十四条第一項、第九十条	第四十条第一項第二号イ、第四十七条の三第一項第一号イ、第一百十六条第二項第一号	第四十条第一項第二号ロ
一団の土地	残地	土地	土地	土地の面積
一体として同一目的に供している権利	残存する権利	権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地	権利の種類及び内容	権利の目的であり、又は当該権利に係のある土

	第四十条第一項第二号ホ		
	第四十条第一項第二号ヘ、第四十八条第一項第三号	取得し、又は消滅させる	消滅させ、又は制限する
第四十五条の二	申請に係る土地	申請に係る権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地	地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件が
	土地又は土地に関する所有権以外の権利	権利又はその権利に関する権利	権利又はその権利に関する権利

	第四十五条の二、第四十五条の三第一項本文、第九十五条第四項			登記所	登記所又は登録行政庁
	第四十五条の三第一項本文			その土地	
	第四十五条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の二第三項、第四十六条の四第一項、第九十六条第一項及び第五項			の登記	その権利
	第四十五条の三第一項、第九十五条第四項、第一百一条第一項			当該登記	
	第四十六条の二第一項			登記	登記又は登録
	第四十六条の二第二項、第四十八条第一項、第九十五条第四項、第九十六条第一項及び第五項			仮登記	
	第四十六条の二第二項			仮登記	仮登記又は仮登録
	第四十六条の二第二項、第四十八條第一項、第九十五条第四項、第九十六條第一項及び第五項			土地に關して	
	第四十六條の二第二項、第四十八條第一項、第九十五條第四項、第九十六條第一項及び第五項			土地又は土地に關する所有權以外の權利	權利又は權利に關する權利
	第二號、第八十條の二第二項、第八十二條			有權以外の權利	

第七十二条	第七十一条	第七十一条、第七十二条、第八十二条第一項、第八十三条第一項	第四十八条第五項、第九十条の四	及び第三項	第四十八条第一項第一号、第二百二十二条第一項から第三項まで、第二百二十三条第一項	第一項及び第七項、第九十条の二、第九十条の三第一項第一号、第二百二十四条第一項
近傍類地の取引価格	近傍類地	土地又はその土地に関する所有権以外の権利	土地に関する所有権以外の権利		土地の区域	
権利の取引価格	近傍類地に関する同種の権利	近傍類地に関する同種の権利	権利又はその権利に関する権利	権利に関する権利	権利の種類及び内容	

第七十二条、第二百二十四条第一項		第七十四条第二項	第七十五条	第八十条の二第一項
その土地及び近傍類地の地代	残地又は残地に関する所有権以外の権利	残地	土地を使用する	土地の形質を変更し
その権利及び近傍類地に関する同種の権利の使用料	残存する権利又は残存する権利に関する権利	残存する権利の目的であり、又は残存する権利に 関係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件	権利を使用する	(第五条第一項又は第三

項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）
当該権利の目的であり、又は当該権利に係る土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質を変更し（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）
当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、こ

れらを損壊し、又は収去し	
当該土地	（第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合） 当該権利の目的であり、又は当該権利に係りのある土地、河川の敷地、海底又は水 （第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合） 当該権利の目的である立

	第八十二条第二項、第三項及び第五項		第八十三条第一項		第八十九条第一項
	土地	土地が	替地となるべき土地	土地の形質を変更し	
木、建物その他土地に定着する物件	土地又は土地に関する権利	権利が	替地となるべき権利の目的である土地	(第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合) 当該権利の目的であり、又は当該権利に係る土地、河川の敷地、海	

	第八十九条第二項
	土地の形質の変更
底又は水について、これらの形質を変更し (第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合) 当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、これらを損壊し、若しくは収去し	(第五条第一項又は第三項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合)

第八十九条第三項	
土地の形質の変更	
(第五条第一項又は第三	当該権利の目的であり、 又は当該権利に係りのあ る土地、河川の敷地、海 底又は水について、これ らの形質の変更 (第五条第二項に掲げる 権利を収用し、又は使用 する場合) 当該権利の目的である立 木、建物その他土地に定 着する物件について、こ れらの損壊若しくは収去

項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）

当該権利の目的であり、又は当該権利に係りの土地、河川の敷地、海底又は水について、これらの形質の変更（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合）

当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件について、こ

		第九十条、第一百一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項			第九十三条第一項		第一百一条第一項	
これらの損壊又は収去	権利を	土地を	土地を収用し	その土地	土地及び残地以外の土地	土地に関するその他	当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利	当該権利又は当該権利に関する権利
			権利を収用し	その権利の目的である土地	土地及び残存する権利の目的である土地以外の土地			

	第百一条の二		第百十六条第一項		第百十六条第二項第一号	第百二十二条第三項、第百二十三条第三項
	起業者が土地の所有権を取得し	当該土地	起業地	面積	土地の所有者及び占有者	
権利が消滅し	土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件		起業地（第五条第二項に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては、起業地にある立木、建物その他土地に定着する物件）		権利の種類及び内容	権利者並びに当該権利の

第二百二十四条第一項	土地の
	目的である土地の所有者 及び占有者
権利の	

二 法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第十六条、第十八条第四項、第二十条第三号及び第四号、第二十八条の三第二項、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項第二号ロ、ハ、ニ及びホ、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の三第二項、第四十六条の二第一項	土地	立木、建物その他土地に定着する物件

、第四十七条の三第一項第一号ロ及びホ、
第四十八条第一項第二号及び第五項、第四
十九条第一項第二号、第五十条第二項、第
六十三条第四項、第六十五条第一項第三号
及び第三項、第六十八条、第七十一条、第
七十四条第一項、第七十五条、第七十七条
、第八十条の二第二項、第八十八条、第九
十条、第九十条の二、第九十条の三第一項
第一号、第九十条の四、第九十四条第六項
、第九十九条第一項、第一百一条第一項及び
第二項、第一百一条の二、第一百二条、第百二
条の二第一項及び第二項、第一百三条、第百
五条、第百十六条第一項並びに第二項第二

号及び第四号、第百十九条、第百二十八条 第一項及び第二項、第百三十四条		
第二十八条の三第一項、第百十六条第一項	起業地	立木、建物その他土地に 定着する物件
第三十五条第一項、第三十六条第一項から 第三項まで、第三十六条の二第一項、第二 項及び第五項から第七項まで、第三十七条 第一項及び第四項、第三十七条の二、第三 十八条、第四十条第一項第三号、第四十四 条	土地調書	立木、建物その他土地に 定着する物件調書
第三十五条第一項	その土地	その立木、建物その他土 地に定着する物件
第三十五条第三項、第九十一条第一項	土地又は工作物	立木、建物その他土地に

第三十六条の二第一項第一号			第三十六条の二第一項第二号		第三十七条第一項		第三十七条第三項	
収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地		収用し、又は使用しようとする一筆の土地		土地について	前項			
定着する物件又は工作物	一筆の土地にある収用し、又は使用しようとする立木、建物その他土地に	一筆の土地にある収用し、又は使用しようとする立木、建物その他土地に定着する物件	立木、建物その他土地に定着する物件	立木、建物その他土地に定着する物件について	前二項			

第三十九条第二項、第七十四条、第七十五条、第九十条	残地	残存する物件
第四十条第一項第二号イ、第四十七条の三第一項第一号イ、第一百十六条第二項第一号	土地	立木、建物その他土地に定着する物件がある土地
第四十条第一項第二号ロ	面積	種類及び数量
第四十五条の二	その土地	申請に係る立木、建物その他土地に定着する物件
第四十八条第一項第一号、第二百二十二条第一項から第三項まで、第二百二十三条第一項及び第三項	土地の区域	立木、建物その他土地に定着する物件の種類及び数量
第七十一条	近傍類地	近傍同種の物件
第七十二条	土地又はその土地	立木、建物その他土地に定着する物件又はその立

		木、建物その他土地に定着する物件
第七十二条、第二百二十四条第一項	近傍類地の取引価格	近傍同種の物件の取引価格
第八十条の二第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項	その土地及び近傍類地の地代	その物件及び近傍同種の物件の使用料
第八十条の二第一項	土地を	立木、建物その他土地に定着する物件を
第八十条の二第一項	土地の形質を変更し	物件の形質を変更し、損壊し、又は収去し
第八十九条第一項	土地の形質を変更し	物件の形質を変更し、損壊し、若しくは収去し

第八十九条第二項					土地の形質の変更	物件の形質の変更、損壊 若しくは収去
第八十九条第三項					土地の形質の変更	物件の形質の変更、損壊 又は収去
第九十三条第一項					土地を収用し	立木、建物その他土地に 定着する物件を収用し
			その土地	これらの物件がある土地	土地及び残存する物件が	
			土地及び残地以外の土地	ある土地以外の土地		
第一百十六条第二項第一号	面積				当該物件の種類及び数量	
第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項	土地の所有者				立木、建物その他土地に 定着する物件の所有者	
第二百二十四条第一項	土地の				立木、建物その他土地に	

土地又は土地	定着する物件の 立木、建物その他土地に 定着する物件又は立木、 建物その他土地に定着す る物件

三 法第七条に規定する土地に属する土石砂れきを収用する場合

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第十六条、第二十条第三号及び第四号、第三十条第一項及び第三項、第四十五条第二項、第四十五条の三第二項、第六十八条、第八十八条、第三百三十四条	土地	土地に属する土石砂れき
第三十条の二、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第一項、第四十条	土地	土石砂れきの属する土地

第一項第二号イ、ニ及びホ、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十五条の二、第四十六条の二第一項、第四十七条の三第一項第一号イ、ロ及びホ、第四十八条第一項第二号及び第五項、第四十九条第一項第二号、第五十条第二項、第六十三条第四項、第六十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第七十一条、第七十七条、第八十九条、第九十条の二、第九十条の三第一項第一号、第九十条の四、第九十四条第六項、第九十九条第一項、第百三条、第百六十六条第一項並びに第二項第一号、第二号及び第四号、第百十九条

第三十五条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十六条の二第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第三十七条第一項及び第四項、第三十七条の二、第三十八条、第四十条第一項第三号、第四十四条	土地調書	土石砂れき調書
第三十五条第一項	その土地	その土地の属する土石砂れき
第三十五条第三項、第九十一条第一項	土地又は工作物	土石砂れきの属する土地又は工作物
第三十六条の二第一項及び第二項	一筆の土地	土石砂れきの属する一筆の土地
第三十九条第二項	土地に関して	土石砂れきの属する土地

	第四十条第一項第二号ロ			第四十条第一項第二号ハ		
	土地について	一団の土地	土地の面積	土地が	土地を使用しようとする 場合においては、その方 法及び期間	
に関して	土地に属する土石砂れき について	一団の土地に属する土石 砂れき	土石砂れきの属する土地 の区域並びに土石砂れき の種類及び数量	土石砂れきの属する土地 が	土石砂れきの採取の方法 及び期間	

第四十条第一項第二号へ、第四十八条第一項第三号、第一百十六条第一項及び第二項第四号	権利を取得し、又は消滅させる	土石砂れきを採取する権利を取得する
第四十八条第一項第一号	収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間	収用する土石砂れきの属する土地の区域、土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間
第七十一条	近傍類地	近傍類地に属する土石砂れき
第七十四条第一項、第七十五条、第九十条	土地の一部	土地の一部に属する土石砂れき
第九十条	土地を	土地に属する土石砂れきを

	第九十三条第一項		
	土地を収用し	その土地を事業の用に供する	土地及び残地以外の土地
	土地に属する土石砂れきを収用し	その土石砂れきを採取する	土石砂れきの属する土地及び残地以外の土地
第九十六条第二項	（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるとき		
	の一部とみなす		

		第百十六条第一項	第百十六条第二項第一号	第百十六条第二項第三号	第百二十二条第一項
は、その時に配当要求の 終期が到来したものとみ なす		起業地	面積	取得し、又は消滅させる 使用しよう	土地の区域並びに使用の 方法及び期間
		土石砂れきの属する土地	土石砂れきの種類及び数 量	取得する 収用しよう	土石砂れきの属する土地 の区域、土地に属する土 石砂れきの種類及び数量 並びに採取の方法及び期 間

	第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項	
土地を使用	使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間	第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項
土地に属する土石砂れきを収用	収用する土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間	収用しようとする土石砂れきの属する土地の区域、土地に属する土石砂れきの種類及び数量並びに採取の方法及び期間を土石砂れきの属する土地

				第二百二十二条第四項、第二百二十三条第二項、 第二百二十四条第一項			
				第二百二十三条第一項			
				第二百二十三条第二項			
				第二百二十三条第五項			
				第二百二十四条第一項			
				土地の使用 使用の許可			
				土地又は土地 使用の時期 使用の許可が			
				土地の区域及び使用の方 法			
				採取の期間 土地の区域、土地に属す る土石砂れきの種類及び 数量並びに採取の方法			
				収用の許可 収用			
				土地に属する土石砂れき の収用			
				収用の許可が 収用の時期			
				土石砂れきの属する土地 又はその土地			

その土地及び近傍類地の 地代及び借賃	近傍類地に属する土石砂 れきの取引価格

第九条第一号中「第一条の七」の下に「、第一条の七の五第一項」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和二十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第八条第二項の項及び第十条の項を削り、同表第十条の二第一項の項中「土地等」を「土地等（土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地収用法第五条に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。以下同じ。）」に改め、同表第十二条第一項、第二項、第十三条、第十五条の項中「第十二条第一項、第二項」を

「第十二条第一項及び第二項」に、「第十五条」を「第十五条第一項及び第三項」に改め、同表第十五条第四項の項の次に次のように加える。

第十五条の七第三項		土地若しくは物件の所有権その他の権利、第五条に掲げる権利又は第七条に規定する土石砂れきを採取する権利	土地等
		これらの権利を有する者	当該土地等の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者）
第二十六条の二第二項	国土交通省令で定めるところにより、土地調書又は物件調書の写しを	土地調書又は物件調書の写しを	

第四条の表第三十五条第一項の項の次に次のように加える。

第三十六条の二第三項	事業の種類及び申出に係る土地又は物件	申出に係る土地又は物件

第四条の表第百六条第一項の項及び第百七条第一項の項を次のように改める。

第百六条第一項	二十年以内に、事業の廃止、変更その他の事由に因つて	二十年以内に
	事業の用	駐留軍の用
第百七条第一項	事業の用	駐留軍の用

第四条の表第百三十八条第一項の項中「土石砂れき」を「土石砂れき」に改める。

第五条を次のように改める。

（あつせん又は仲裁の申請があつた場合における手続）

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二第一項又は第十五条の七第一項の規定によりあつせん又は仲裁の申請があつた場合における土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四

十二号)第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第一項、第一条の七の三及び第一条の七の五第三項の規定の適用については、同令第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第一項及び第一条の七の三中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣」と、同令第一条の七の五第三項第一号中「条例で」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)」のと、同項第二号中「条例で定めるところにより算出した額」とあるのは「旅費にあつては国家公務員等の旅費に関する法律の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の三級の職員が受ける旅費に相当する額、手当にあつては内閣総理大臣が相当と認める額」とする。

第六条の見出し中「裁決申請書等」を「書類」に改め、同条中「土地収用法第四十二条第二項」を「土地収用法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項」に、「第四十二条第一項」を「第三十六条の二第二項、第四十二条第一項」に改める。

第十三条の表第四十四条第二項の項中「同条」を「同項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三条 公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十三万九千五百円」を「九十万八千百円」に、「三十三万四千五百円」を「五十一万九千九百円」に改める。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第四条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表公共用地分科会の項中「公共用地の取得に関する特別措置法」を「土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月十日）から施行する。

（土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行前にした国土交通大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第

一条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行前にした特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、第三条の規定による改正後の公共用地の取得に関する特別措置法施行令第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の項第一号中「第一条の七」の下に「
、第一条の七の三、第一条の七の五第一項」を加える。

理 由

土地収用法の一部を改正する法律の施行に伴い、土地収用法施行令ほか関係政令について、仲裁の手續の細目、起業者以外の者の署名押印を要せずに土地調書等を作成することができるための要件の一である一人当たりの補償金の見積額、補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。